

熊本県公報

第 1 0 8 9 9 号
平成 14 年 10 月 18 日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
臨時種畜検査の実施	(畜産課) 1
保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
〃	(〃) 2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害保健福祉課) 2
身体障害者福祉法の規定による医療機関の指定	(〃) 2
字の区域の変更	(市町村総室) 3
業務委託契約等に係る業者選定要領	(管理調達課) 3
業務委託契約等に係る入札情報等の公表要領	(〃) 5
救急医療機関に関する認定	(医務福祉課) 6
字の区域の変更	(市町村総室) 6
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課) 7
〃	(〃) 7
熊本県物品購入等契約及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領	(管理調達課) 7
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(県民生活総室) 16
土地改良事業施行の適否決定	(農村計画課) 16
〃	(〃) 16
登 載 依 頼	
文化財の指定	(教育委員会) 16
熊本保健医療推進協議会の開催	(熊本地域保健医療推進協議会) 17

告 示

熊本県告示第 799 号

家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 14 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

期 日	場 所
平成 14 年 11 月 6 日 午前 10 時から	古閑牧場(菊池郡菊陽町原水 5800-157)

熊本県告示第 800 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 14 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡松島町大字合津字西永浦 6680、6690、字永友 6755
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに松島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第801号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成14年10月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡新和町大宮地字越地 835 の 1、836、838 の 1、838 の 2、840、841、844、字南 854 の 1、856、861、871 の 2、871 の 3、886、890、899、字中尾 701、705、710、714 の 1、737、742、744、字高見 1302、1307、1313、1316
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字越地 835 の 1(次の図に示す部分に限る。)、836、838 の 1、838 の 2、字南 861、871 の 3・899・字高見 1302・1307(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに新和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第802号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成14年10月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
内 科	原 稔	平成14年10月9日	天草都市医師会立苓北医師会病院 天草郡苓北町富岡 3600-3
外 科	平良 薫	平成14年10月9日	天草都市医師会立苓北医師会病院 天草郡苓北町富岡 3600-3
眼 科	堀内 浩史	平成14年10月9日	堀内眼科医院 八代市塩屋町 4-4
内 科	藤本 久夫	平成14年10月9日	医療法人敬仁会八代敬仁病院 八代市海士江町 2817
内 科	山縣 春彦	平成14年10月9日	健康保険八代総合病院 八代市松江城町 2-26
眼 科	田中美佐子	平成14年10月9日	医療法人社団継成会たなか耳鼻科・眼科クリニック 水俣市桜井町 2-1-8
外 科	瀬井 圭起	昭和59年12月26日	国立療養所三角病院 宇土郡三角町波多 775-1

熊本県告示第803号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の2第1項に規定する医療機関を次のとおり指定した。

平成14年10月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医 療 機 関 名	所 在 地	担当すべき 医療の種類	指定年月日
まえはら泌尿器科クリニック	山鹿市中 975-3	腎 臓	平成 14 年 10 月 9 日
大塚薬局	菊池郡西合志町須屋 2784-2	調 剤	平成 14 年 10 月 9 日
大塚薬局みよし店	菊池郡西合志町御代志 2037-9	調 剤	平成 14 年 10 月 9 日
大塚調剤薬局	菊池郡西合志町須屋 2526-5	調 剤	平成 14 年 10 月 9 日
ひまわり薬局西合志店	菊池郡西合志町須屋 2665-4	調 剤	平成 14 年 10 月 9 日
ノムラ薬局泗水店	菊池郡泗水町吉富 3169-9	調 剤	平成 14 年 10 月 9 日
総合病院前調剤薬局	八代市松江城町 3-19	調 剤	平成 14 年 10 月 9 日
日本調剤水俣薬局	水俣市天神町 1-3-2	調 剤	平成 14 年 10 月 9 日
きくち薬局	菊池市亘 372-1	調 剤	平成 14 年 10 月 9 日

熊本県告示第 804 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨芦北町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 14 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変 更 前 の 大 字	変 更 前 の 字	区 域	変 更 後 の 大 字	変 更 後 の 字
大 野	大 久 保	429 の一部、430 の 1 の一部、440 の一部、441 の 1、441 の 2、442 の 1 の一部、442 の 2 の一部、443 の 1 の一部、444 の 1 の一部、445 の一部、448 の一部、449 の一部、450 の一部、461 の一部、462 の 1 の一部、463 の一部、474 の 1 の一部、474 の 2 の一部、475 の一部、476 の一部、477 の 2 の一部、478 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	大 野	村 前
大 野	村 上	665 の 1、666 の 1、666 の 2、667 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	大 野	村 前
大 野	尼田久保	758 の 1 の一部、759 の一部、760 の一部、761 の一部、762、763、764 の 1 から 764 の 4 まで、765、766、767 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	大 野	村 前
大 野	大 久 保	472 の 1 の一部、472 の 2 の一部、473、474 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	大 野	尼田久保
国 見	蕨 原	2 の 2 の一部、3 の 1 の一部、4 から 6 まで、7 の 1 の一部、7 の 2、7 の 3、8 の 2 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	大 野	尼田久保

熊本県告示第 805 号

業務委託契約等に係る業者選定要領を次のように定める。

平成 14 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

業務委託契約等に係る業者選定要領

（目的）

第 1 条 県が発注する業務委託契約等（建設工事並びに測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託及び道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託並びに物品調達に係る契約を除く。以下「業務委託契約等」という。）の指名競争入札参加業者の選定等について、本要領を定める。

(指名審査会)

第2条 業務委託契約等を施行する本庁各部局内に、次の各号に掲げるところにより業務委託契約等指名審査会(以下「指名審査会」という。)を置く。

- (1) 指名審査会は、部局長、部局次長及び当該部局長が指名した者を指名審査員として構成する。
 - (2) 指名審査会に会長を置き、各部局長をもって充てる。会長に事故があるときは、各部局次長がその職務を代理する。
 - (3) 指名審査会は、必要に応じ適宜開催する。
 - (4) 指名審査会は、指名審査員の過半数の出席がなければ議事を開き、審査することができない。
 - (5) 指名審査会の事務は、各部局担当課において行う。
 - (6) 指名審査会の審議は、公開しない。また、指名審査会の構成員は、審議の内容を外部に洩らしてはならない。
- 2 業務委託契約等を施行する本庁各課(総室及び室を含む。以下同じ。)及び出先機関に、次の各号に掲げるところにより指名審査会を置く。
- (1) 指名審査会は、本庁各課にあつては課長及び当該課長が指名した者、出先機関にあつては出先機関の長、次長及び当該出先機関の長が指名した者をそれぞれ指名審査員として構成する。
 - (2) その他指名審査会の運営等については、本庁各部局内の指名審査会の例に準じて行うこととする。
- 3 指名審査会は、業務委託契約等の積算金額に応じ、県庁処務規程、出納局処務規程及び各地方出先機関処務規程における支出負担行為に係る専決区分に準じて、審議するものとする。

(指名業者)

第3条 参加業者を指名しようとする場合は、「熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱」(平成14年熊本県告示第516号)に基づき、入札参加資格審査を受け、登録された者の中から選ばなければならない。

(格付け区分別発注の上限額)

第4条 業務委託契約等に係る入札参加資格審査要領(平成14年熊本県告示第517号)に基づく格付け区分(以下「区分」という。)別発注の上限額は、別表のとおりとし、積算金額に応じ、これに対応できる区分に属する者のうちから選定するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、当該区分より一位下位の区分に属する者から選定できるものとする。

2 災害、その他の理由により特に必要がある場合は、前項の基準によらないことができる。

(指名業者の選定)

第5条 参加業者を選定しようとするときは、次に掲げる状況を勘案するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
県の指名停止期間中でないことや過去2年間に契約締結拒否等の行為がないこと。
- (2) 経営状況
選定しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約が確実に履行されると認められる者であること。
- (3) 過去の施行成績
過去2年間の契約において、粗悪な施行を行ったり、契約の不履行がない者であること。
- (4) 地理的条件
異常発生時に緊急に対応が求められるなどの理由により地理的要件を設定した場合は、その地域に所在する者であること。
- (5) 技術的適性
契約の履行について、その性質上特殊な技術、機械器具等を有する者に行わせる必要がある場合には、当該技術、機械器具等を有する者であること。
- (6) 業務を行うに当たって、法令の規定により官公署の許可、登録等を要する場合は、当該許可、登録等を受けている者であること。
- (7) その他特に必要と認められる事項

(随意契約の業者選定)

第6条 業者を選定する場合、第3条から前条までの規定を準用するが、入札参加資格者として登録された者がいないとき、若しくは僅少であるため適正な執行が行われないおそれがあると認められる場合は、契約の実績、技術者の状況等を勘案し同規定にとらわれず選定することができる。

(その他)

第7条 本要領に定める事項以外又は必要がある事項については、各所属において別途定めるものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係） 格付け区分別発注の上限額

格付け区分	積 算 金 額	備 考
A	制限なし	
B	2,000万円未満 (リース、レンタルは、2,900万円未満とする。)	
C	250万円未満	

熊本県告示第806号

業務委託契約等に係る入札情報等の公表要領を次のように定める。

平成14年10月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

業務委託契約等に係る入札情報等の公表要領

第1 趣旨

県が発注する建設工事並びに測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託及び道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託を除く業務委託契約等（物品の調達を含む。）の競争入札参加資格等並びに入札結果及び指名停止措置の公表については、本要領により行う。

第2 競争入札参加資格等の公表

1 公表する事項

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 公表の時期

競争入札参加者資格等を定め、又は作成したときとする。

3 公表の方法

1の(1)及び(3)については、告示又は掲示により公表する。

1の(2)については、出納局管理調達課、県庁行政棟新館情報プラザ及び各地域振興局総務部総務課において、閲覧方式において公表する。

4 公表の期間

当該事項が有効な期間とする。

第3 入札結果の公表

1 対象業務

第1に係る業務において、一般競争入札又は指名競争入札に付したものとする。

2 公表する事項

- (1) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (2) 落札者の商号又は名称及び落札金額

3 公表の時期

落札者の決定後、速やかに公表する。

4 公表の方法

各契約担当所属が作成する「開札調書」の写しにより、本庁において契約を行うものについては、県庁行政棟新館情報プラザにおいて、出先機関において契約を行うものについては、当該出先機関の契約担当課において閲覧方式により公表する。

5 公表の期間

当該入札日が属する年度及び翌年度とする。

第4 指名停止措置の公表

1 公表する事項

指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停止期間及び指名停止の理由

2 公表の時期

指名停止措置を行った後速やかに公表する。

3 公表の方法

別紙様式により、県庁行政棟新館情報プラザにおいて閲覧方式により公表する。

4 公表の期間

指名停止措置を行った日の属する年度及び翌年度とする。

附 則

1 この要領は、告示の日から施行する。

2 第3入札結果の公表は、平成15年1月1日以降入札を行ったものから適用する。

(別紙)

指名停止措置の概要

1 指名停止を受けた者

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

2 指名停止措置の期間

年 月 日から 年 月 日まで (箇月間)

3 事実の概要

4 指名停止措置の理由

(問合せ先) 熊本県出納局管理調達課 資格審査班

電話 : (代表) 096-383-1111

(内線) 6349

熊本県告示第 807 号

次の医療機関を救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)第 1 条に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条の規定により告示する。

平成 14 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
鶴田病院	熊本市保田窪本町 10 番 112	平成 14 年 12 月 1 日から 平成 17 年 11 月 30 日まで

熊本県告示第 808 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる区画整理事業の実施に伴い、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨旭志村長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 14 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
弁 利	下 原	634 の一部、637 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	弁 利	上 原
弁 利	下 原	634 の一部、635、636、637 の一部、641 の 1 から 641 の 4 まで、642 の 1 から 642 の 3 まで、643 の 1 から 643 の 3 まで、644、645 の 1 から 645 の 4 まで、646 の 1、646 の 2、647 の 1 の一部、647 の 2 から 647 の 7 まで、648 の 1 の一部、648 の 2、648 の 3、649 の 1 の一部、649 の 2、650 の 1 の一部、650 の 2、650 の 3 の一部、653 の 2 の一部、672 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部並びに 673 の 1、673 の 2 に隣接する道路である国有地の全部	弁 利	深 目 平
弁 利	下 原	676 の 1、676 の 2、673 の 1 に隣接する道路である国有地の全部	伊 萩	上 原
弁 利	深 目 平	677 の一部、685 の一部	伊 萩	上 原
弁 利	深 目 平	678 の一部、701 の 4 の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	弁 利	下 原
弁 利	深 目 平	725 から 727 までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	弁 利	上 原

伊 萩 小 深 目	1160 の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	伊 萩 上 原
伊 萩 上 原	1245 の 1 の一部、1246 から 1248 までの各一部、1249、1250 の一部、1251 の一部、1252、1253 の 一 部、1258 の一部、1259 から 1261 まで、1262 の 1 の一部、1262 の 2 の一部、1263 から 1265 までの各一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	弁 利 下 原
伊 萩 上 原	1295 に隣接する道路である国有地の全部並びに 1293、1294 の地先の道路である国有地の一部	弁 利 深 目 平
伊 萩 上 原	1313 の一部	伊 萩 小 深 目

熊本県告示第 809 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター いきいきホーム 楽老 宇土郡不知火町長崎 1091-1	特定非営利活動法人 正心会	平成 14 年 10 月 10 日

熊本県告示第 810 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホームゆったり温泉館 荒尾市水野字扇浦 1580 番地 1	医療法人 平成会	平成 14 年 10 月 1 日

熊本県告示第 811 号

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領を次のように定める。
平成 14 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、県が締結する契約（建設工事並びに測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託及び道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託に係る契約を除く。）（以下「物品及び業務委託等契約」という。）の適正な履行を確保するため、競争入札参加者の資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に指名停止処分に該当する行為があった場合の県の措置について必要な事項を定める。

（指名停止）

第 2 条 知事は、有資格者が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 知事は、別表第 2 第 8 号に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。

3 知事が指名停止を行ったときは、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 2 条第 7 号に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）は物品及び業務委託等契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（指名停止の期間の特例）

第 3 条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停